

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次 (省略)</p> <p>本則</p> <p>第2章 人事 第6節 退職 (退職)</p> <p>第17条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、職員としての身分を失う。 (1)～(8) (省略) (9) 国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程第3条第2項に規定する <u>教授資格再審査</u> の結果、任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与しないこととなり、キャリアチャレンジ教授としての任期が終了したとき。</p>	<p>目次 (省略)</p> <p>本則</p> <p>第2章 人事 第6節 退職 (退職)</p> <p>第17条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、職員としての身分を失う。 (1)～(8) (省略) (9) 国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程第3条第2項に規定する <u>教授資格審査</u> の結果、任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与しないこととなり、キャリアチャレンジ教授としての任期が終了したとき <u>(同規程第5条第2項の場合を除く。)</u></p>	

附 則 (平成31年4月1日規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。